

病院区分	病棟の構成パターン		50%以下	50%超～70%以下	70%超～100%未満	100%以上	医師の員数の基準
A病院群	右記の入院基本料のいずれかを算定する病棟のみ	① ・A100 一般病棟入院基本料 ・A101 療養病棟入院基本料 ・A102 結核病棟入院基本料 ・A103 精神病棟入院基本料 ・A104 特定機能病棟入院基本料 ・A105 専門病院入院基本料 ・A106 障害者施設等入院基本料	85%(97%)	90%(98%)	100%		入院基本料等の算定割合
B病院群	右記の入院基本料のいずれかを算定する病棟	① ・A100 一般病棟入院基本料 ・A101 療養病棟入院基本料 ・A102 結核病棟入院基本料 ・A103 精神病棟入院基本料 ・A104 特定機能病棟入院基本料 ・A105 専門病院入院基本料 ・A106 障害者施設等入院基本料	算定不可		100%		
	右記の特定入院料のいずれかを算定する病棟	② ・A300 救命救急入院料 ・A301 特定集中治療室管理料 ・A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料 ・A301-4 小児特定集中治療室管理料 ・A302 新生児特定集中治療室管理料 ・A303 総合周産期特定集中治療室管理料 ・A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料 ・A305 一類感染症患者入院医療管理料 ・A306 特殊疾患入院医療管理料 ・A308 回復期リハビリテーション病棟入院料 ・A308-2 亜急性期入院医療管理料 ・A309 特殊疾患病棟入院料 ・A314 認知症治療病棟入院料 ・A317 特定一般病棟入院料					
C病院群	右記の入院基本料のいずれかを算定する病棟	① ・A100 一般病棟入院基本料 ・A101 療養病棟入院基本料 ・A102 結核病棟入院基本料 ・A103 精神病棟入院基本料 ・A104 特定機能病棟入院基本料 ・A105 専門病院入院基本料 ・A106 障害者施設等入院基本料	算定不可		100%		
	右記の特定入院料のいずれかを算定する病棟	② ・A300 救命救急入院料 ・A301 特定集中治療室管理料 ・A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料 ・A301-4 小児特定集中治療室管理料 ・A302 新生児特定集中治療室管理料 ・A303 総合周産期特定集中治療室管理料 ・A303-2 新生児治療回復室入院医療管理料 ・A305 一類感染症患者入院医療管理料 ・A306 特殊疾患入院医療管理料 ・A308 回復期リハビリテーション病棟入院料 ・A308-2 亜急性期入院医療管理料 ・A309 特殊疾患病棟入院料 ・A314 認知症治療病棟入院料 ・A317 特定一般病棟入院料					
	右記の特定入院料のいずれかを算定する病棟(注2)	③ ・A307 小児入院医療管理料 ・A310 緩和ケア病棟入院料 ・A311 精神科救急入院料 ・A311-2 精神科急性期治療病棟入院料 ・A311-3 精神科救急・合併症入院料 ・A311-4 児童・思春期精神科入院医療管理料 ・A312 精神療養病棟入院料					

注1 入院基本料の()内は、離島等所在保険医療機関の場合

注2 ③は、個別規定の通則等に医療法人員基準以上の員数を配置することが要件となっているもの。